



ヤマハ・ミュージック・ヨーロッパ

現代奴隷および人身売買に関するステートメント（仮訳）

対象報告期間：2024年4月1日～2025年3月31日

会社名	住所
Yamaha Music Europe GmbH	Siemensstr. 22-34, 25462 Rellingen

本ステートメントについて

本ステートメントは、Part 6, Section 54 of the Modern Slavery Act 2015 (the United Kingdom)中のステートメント開示義務に対応するために Yamaha Music Europe が発出するステートメントです。

事業概要およびサプライチェーン

Yamaha Music Europe (YME) (本社：ドイツ・レリンゲン) は、英国を含む欧州において、個人または法人顧客に対して楽器や音響機器の輸入販売を行う企業です。YME はヤマハ株式会社の100%子会社で、主にヤマハブランド製品を取り扱っています（一部、他ブランド製品を含む）。YME が所属するヤマハグループにおける楽器および音響機器の売上比率はそれぞれ 64%、28%です。ヤマハグループの従業員数は約 2 万名（英国内約 110 名）、製造子会社数は約 20 社、販売子会社および支店数は約 30 です。ヤマハグループは約 30 개국で事業を展開しております。

YME の企業情報および事業内容は下記でもご覧いただけます。

<https://de.yamaha.com/index.html>

https://de.yamaha.com/de/about_yamaha/corporate/index.html

本ステートメントはヤマハブランド製品（他社向けの OEM 製品を含む。以降「ヤマハブランド製品」と記述）のサプライチェーンについて記述しています。ヤマハブランド製品の大半は、ヤマハグループの製造子会社にて製造されます。その地域は、日本、中国、インドネシア、マレーシア、インドです。これらのヤマハグループの製造拠点については、下記よりご覧いただけます。

<https://www.yamaha.com/ja/about/locations/>

<https://www.yamaha.com/ja/about/locations/group-companies-worldwide/>

<https://www.yamaha.com/ja/about/locations/group-companies-japan/>

これらのヤマハグループの製造子会社は、世界各地のサプライヤーから原材料および部品を調達しています。これらの製造子会社の 1 次サプライヤー（取引先が商社の場合はその先の製造会社）は約 2,000 社あり、主に中国、東南アジア諸国および日本に所在しています。これら 1 次サプライヤーとは長期的な協力関係を構築しており、ヤマハグループが定める「ヤマハサプライヤーCSR 行動基準」の順守を要請しております。

現代奴隷と人身売買に対する方針

YME が所属するヤマハグループはビジネスと人権に関する指導原則に則り、倫理的な行いや誠実性を、サプライチェーンを含む事業すべてで体現し、現代奴隷および人身売買を回避するために、以下方針に従い、事業活動を行います。

ヤマハグループは、人権や労働慣行の規範を定める国連グローバルコンパクトの原則を尊重し、2011年6月に署名しました。

<https://unglobalcompact.org/what-is-gc/participants/14056-Yamaha-Corporation>

「ヤマハグループコンプライアンス行動規準」では人権配慮、強制労働および児童労働の禁止、労働に関する権利の保障に関するヤマハグループの取り組みについて提示しています。

行動規準は下記よりご覧いただけます。

<https://www.yamaha.com/ja/sustainability/related-information/policy-type/compliance-code-of-conduct/>

2018年1月には「ヤマハグループ人権方針」を制定し、ヤマハグループの事業活動全般に亘り、国際的に認められた人権の規範に準じ、人権デューデリジェンスを通して、強制労働や児童労働など劣悪な労働慣行、雇用における差別、非人道的な扱いといった人権侵害の抑止に努めることを記しています。制定に際しては、事業活動において効果的に現代奴隷のリスクを根絶するために、専門家からの助言や、全グループ会社からの意見聴取、ヤマハ株式会社の経営会議での審議を経て、ヤマハ株式会社の取締役代表執行役社長が承認しました。

当方針は YME を含む全てのヤマハグループ会社の役員と従業員に適用され、ヤマハグループの取引先にも理解を求めることとしています。

ヤマハグループ人権方針は下記よりご覧いただけます。

<https://www.yamaha.com/ja/sustainability/related-information/policy-type/human-rights-policy/>

ヤマハグループの製造子会社の取引先を含め、サプライチェーンにおいて現代奴隷を防止するため、取引先の選定基準を含む「ヤマハグループ購買方針」を定め、責任ある調達活動（人権への取り組み推進含む）を実施することを表明し、実践しています。また、ヤマハグループのサプライヤーに順守を依頼している「ヤマハサプライヤーCSR 行動基準」には、現代奴隷を防止するための基準を具体的に記載しています。

詳細は下記よりご覧いただけます。

<https://www.yamaha.com/ja/sustainability/related-information/policy-type/guideline-procurement/>

<https://www.yamaha.com/ja/sustainability/related-information/policy-type/supplier-code-of-conduct/>

現代奴隷と人身売買に関するデューデリジェンスとリスク評価

① リスクの特定に向けた取り組み

ヤマハグループは、サプライチェーン全体で人権を尊重し、奴隷と人身売買を撤廃する取り組みを行うために、人権尊重の価値観や方針を調達先とも共有することが重要と考えています。ヤマハグループは、複雑なサプライチェーンを管理・監督するうえで、公式の仕組みと手段が必要であることを認識しています。

ヤマハグループを統括するヤマハ株式会社は、人権デューデリジェンスの実施にむけて、国連グローバルコンパクトネットワークジャパンの人権に関する分科会の運営に参加するなど、NGO や有識者とのダイアログを通じて、ビジネスと人権についての課題や社会からの要請を、継続的に確認しています。ESG 投資家からの評価やエンゲージメントも、社会からの要請の把握に役立っています。

各国、各地域における人権リスクの確認には、米国国務省発行の Trafficking in Persons Report など、NGO や専門機関による調査レポートを活用しています。2020 年 3 月期からは CRT 日本委員会のステークホルダー・エンゲージメントプログラムに参加し、NPO/NGO などの団体との対話と、業界別に重要な人権課題の特定作業を実施しています。

[https://crt-](https://crt-japan.jp/files2024/2024%20Human%20Rights%20Due%20Diligence%20Workshop_jp.pdf)

[japan.jp/files2024/2024%20Human%20Rights%20Due%20Diligence%20Workshop_jp.pdf](https://crt-japan.jp/files2024/2024%20Human%20Rights%20Due%20Diligence%20Workshop_jp.pdf)

これらの対話や調査、プログラム参加を通じて、ヤマハグループの重要な人権テーマの特定を行っています。2022 年 2 月からは専門家の協力を得て、ヤマハグループの人権デューデリジェンスプロセスを体系化。人権に関する国際規範やガイドラインなどを基に人権課題のロングリストを作成し、ヤマハグループの主要事業である楽器・音響・教室事業の特性や国・地域のリスクなどに照らして、リストのうちの 17 項目を重要な人権課題として抽出。これらの課題に対して、人権侵害の発生可能性、発生時の影響深刻度、および管理体制・予防是正措置の脆弱性を国内外グループ各社へのアンケートにより評価し、優先的に対応が必要な人権課題の特定に向けて分析を実施しました。

② 特定されたリスクの説明

前述の専門家協力による体系的な調査・分析の結果、ヤマハグループ全体においては「調達慣行（取引先管理）の徹底」「ハラスメントと虐待」「労働安全衛生」の 3 項目が、優先的に対応が必要な課題と特定されました。YME が輸入・販売を行うヤマハブランド製品の製造を行う製造子会社は、米国国務省発行の Trafficking in Persons Report においてリスクがあるとされる Tier2、Tier3 の日本、中国、インドネシア、マレーシア、インドに所在しており、またその製造子会社が原材料や部品を調達する取引先の所在地にも同レポートの Tier2、Tier3 の国を含むことから、これらのサプライチェーンにおいて、労働者の人権リスクがあることを認識しています。また、ヤマハブランド製品の主要な原材料である木材につ

いて、違法伐採のような地域コミュニティの人権リスクも認識しています。これらのリスク低減・回避をはかる取り組みを進めています。

③ 特定されたリスクに対する活動（是正・救済を含む）

日本、中国、インドネシア、マレーシア、インドに所在するヤマハブランド製品の製造を行う製造子会社では、ヤマハ株式会社の専門スタッフが労働安全衛生や環境保全の支援を行い、従業員や地域コミュニティの安全確保につなげています。またこれらの製造子会社では、ISO45001 や ISO14001 などのマネジメントシステム認証を取得し、安全衛生や環境保全のレベル向上に継続して取り組んでいます。

また、専門家など外部の協力を得ながら、製造子会社をはじめグループ会社に適用する社内の各規定・ガイドラインに人権尊重に必要な事項を組み込み、これらのルール等に基づいた人権モニタリングをグループ会社に対して毎年実施しています。モニタリングの結果・スコアは各社にフィードバックされるとともに、他の模範的なグループ会社をベンチマークしながら自社で取り組むことが出来るよう、グループ企業間で可視化・共有されています。取り組みレベルの向上が必要なグループ会社に対しては、ヒアリングや助言を行っています。

ヤマハブランド製品の製造を行う製造子会社が、原材料や部品を調達する取引先に対しては、取引基本契約書にてヤマハサプライヤーCSR 行動基準の順守を求めるとともに、CSR 行動基準に沿った自己点検アンケート（SAQ）によるリスク評価を実施しています。リスク評価の結果、労働者の人権リスクや疑わしい事象が発生した場合、サプライヤーと合意した改善計画に従い、協働で改善を図ります。2023年3月期に既存サプライヤーに対する一斉 SAQ を行い、2,312 社に対し実施を要請、2024年3月末時点で 2,271 社からの報告を得ました。SAQ を実施した調達先の所在国は日本が約 4 割、中国が約 3 割、インドネシアが約 1.5 割です。その他にマレーシアやインド、ドイツ、アメリカなどがあります。SAQ の約 40 の点検項目のうち重要度が高い 19 項目のいずれかが低スコアだった 417 社に対し是正を要請し、2025年3月末までに 388 社の対応状況を書面で確認しました。残りに対しては引き続き要請・確認を行っています。SAQ の結果報告のなかった取引先に対しては開示情報や工場の所在地などから人権リスク確認を行い、今後の取引継続可否判断を進めています。既存サプライヤーに対する一斉 SAQ による評価は 3 年毎に実施しており、次回の実施に向けて、専門家など外部の意見を取り入れて SAQ の実効性をさらに高めていく計画です。また、2025年3月期は新規サプライヤー73 社に SAQ による評価を実施し、現時点で特にリスクは認められませんでした。さらに 2024年3月期からは実地監査を導入、地域リスクや当社グループへの依存度（売上比率）に鑑み、日本 18 社、中国 22 社、インドネシア 9 社、マレーシア 10 社、インド 1 社の計 60 社に対し、外部専門機関による訪問監査を実施しました。その結果、雇用契約書や勤怠記録・給与明細の不備、法定賃金・労働時間の不順守、苦情処理システム未整備などの状況が見いだされ、これらに対し是正要請とモニタリングを実施しています。

また、ヤマハブランド製品に使われる木材について、労働者や地域住民の人権侵害が懸念される違法伐採や乱伐のリスクを低減するためのデューデリジェンスの仕組みを構築しています。調達した木材について、原産地や伐採の合法性、資源の持続可能性に関する書類調査を行い、原産地や樹種などからリスクが

高いと判断された木材については、現地訪問を含む追加調査により、伐採時合法性の厳格な確認を行っています。加えて、認証木材など、人権を含む持続可能性に配慮された木材の導入拡大を進めています。

内部通報制度の整備

ヤマハグループは、倫理的なサプライチェーンの構築において、開示性、透明性、説明責任、苦情処理の仕組みの確保は不可欠なものであると考えており、ヤマハグループは 2004 年 3 月期からコンプライアンスに関する相談や通報を受け付ける内部通報制度を整備しています。内部通報制度の運用にあたっては、誠実な通報者が不利益な取り扱いを受けないよう、通報者保護を定めた社内規程を定めています。通報は主にグループの従業員を対象とし、匿名・実名に関わらず受け付けています。国内グループ企業向けには、社内相談窓口、社外の法律事務所窓口、業務委託先が運営する社外窓口を整備・運用するとともに、窓口の利用方法を記載したポスターの掲示や携帯用カード配布などにより、従業員への周知徹底を図っています。海外グループ企業においては各社が運営する通報窓口に加えて、2023 年 3 月期には弁護士相談窓口や外部運営の窓口を各社に整備しました。これらのほか、ヤマハ株式会社運営の 16 カ国語対応のウェブ窓口を設置しています。ヤマハ株式会社法務部門は、グループ企業各社における通報窓口の運用状況を四半期に一度（年 4 回）確認しています。

また、サプライチェーン上の人権侵害に関する通報・相談に対応するため、2022 年 10 月より一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構（JaCER）に加盟し、同機構が運営する対話救済プラットフォームによる苦情受付を行っています。

当該報告年度、これらの窓口へマレーシアのサプライヤーにおける人権侵害の通報が 3 件寄せられ、対応を進めています。

通報内容の詳細は下記よりご覧いただけます。

<https://www.yamaha.com/ja/sustainability/social/value-chain/>

これらの通報を受け、マレーシアの労働人権リスクの高さを考慮し、同国内のサプライヤー 58 社に対する追加的な書類調査を実施、移住労働者のパスポート預かりや労働環境上のリスクが確認された 42 社に対し是正を要請しました。

教育・啓発活動

ヤマハグループは、役員を含む従業員ひとりひとりが人権問題への意識を高め、企業の人権尊重責任を実践するための教育・啓発活動を進めています。イントラネットを活用した情報提供や講演会、業務に関連した人権テーマの研修・勉強会を継続して行っています。それぞれの事業や業務に関連付けて人権問題を捉えられるよう、バリューチェーン全体を視野とした「ヤマハ人権ガイドブック」に基づいた人権教育を実施しています。加えて、調達に関わるヤマハグループ従業員に対し、「ヤマハサプライヤーCSR 行動基準」

や自己点検アンケート（SAQ）に基づいた研修や勉強会を行うとともに、サプライヤーに対してもビジネスと人権に関するセミナーなどの啓発活動を行っています。

実効性の検証

デューデリジェンスの実効性を高めるため、以下の方法で検証を行っています。

- ・ヤマハグループにおける人権に関するリスク評価やリスク低減の取り組み結果について、ヤマハ株式会社の取締役会は報告を受け、レビューを行っている。（年2回）
- ・ヤマハブランド製品を製造する子会社など、ヤマハグループのオペレーションに対する取り組みについては、ヤマハ株式会社の専門スタッフによるモニタリングおよび監査で検証している。
- ・ヤマハブランド製品を製造する子会社が原材料や部品を調達するサプライヤーに対する取り組みについては、外部専門家の指摘を反映した仕組み、基準、ツールの見直しにより、実効性の向上をはかっている。
- ・外部の人権有識者と人権・DE&I 部会を中心としたヤマハ株式会社役員メンバーとの対話により、一連の取り組みに対する客観的な視点での評価とアドバイスを受けている。

<https://www.yamaha.com/ja/sustainability/social/human-rights-and-labor-practices/>

今後の展望・取り組み

ヤマハ株式会社代表執行役社長の諮問機関であるサステナビリティ委員会下に設置した「人権・DE&I 部会」主導のもと、専門家の助言に基づいて、ヤマハグループにおける人権課題の特定とリスク評価の仕組みの改善を継続的に進めています。また、同委員会下「調達部会」主導のもと、サプライヤーの現地監査によるリスク評価や監査結果に基づく改善を実施するとともに、ヤマハグループの製造子会社で製造するヤマハブランド製品に加え、ヤマハグループの他ブランド製品、販売会社が各々仕入れる販売用の商品、ヤマハグループ内で自ら使用・消費する物品・サービスについても、調達先への「ヤマハサプライヤーCSR 行動基準」順守要請を進めています。

なお、世界各地での政情不安等から生じた社会・経済的な影響や気候変動などの地球環境問題は人権リスクをさらに増大させ、それは社会的に脆弱な人々においてより顕著であると認識しています。これらの世界的な状況を踏まえた人権影響評価や労働者の権利尊重、安全衛生施策の強化、サプライチェーン上の労働者の雇用安定につながる調達先との取引関係の安定化、内部通報制度の運用強化など、人権侵害の防止・是正・救済のための取り組みを進めていきます。

また、人権問題の抜本的な改善には、社会における深刻な不平等や差別の是正が必要であり、ヤマハグループは、これらの課題解決に取り組む外部団体や専門家とのエンゲージメントおよび従業員や調達先への人権教育・啓発を促進します。

2025年 9月 16日

Marco Papini

Managing Director Yamaha Music Europe GmbH